

令和7年第11回稲城市教育委員会定例会

1 令和7年11月27日、午前9時30分から、601・602会議室において、令和7年第11回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

杉本 真紀子（教育長）

白井 妙子

北川 英一

田中 教仁

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 佐藤 知子

教育総務課長 栢場 恵子

学務課長 涌田 恵一郎

指導課長 長澤 慎哉

生涯学習課長 小林 伸也

学校給食課長 中島 英

図書館課長 久野 由人

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 古川 直広

教育総務課教育総務係 千代 菜摘

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 教育行政報告

(4) 日程第4 第32号議案

「稲城市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程」

(5) 日程第5 報告事項

教育総務課長 開催に先立ちまして、出席説明員のうち、教育指導担当部長の野村から欠席の連絡がございましたので、ご報告いたします。

教育長 ただ今から、令和7年第11回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに、本日は上林委員より欠席する旨の届け出がありますのでご報告申し上げます。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本会を開催いたします。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教育長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、北川委員にお願いいたします。

次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教育長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

- 教育総務課長
- 1 教育委員会後援名義について
 - 2 寄附について
 - 3 定例校長会について
 - 4 令和7年11月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
 - 5 学校開放事業について

- 学務課長
- 1 令和7年度第1回稲城市学校保健連絡会について
 - 2 令和7年度第3回東京都市学事・保健・給食担当課長会定例会について
 - 3 令和7年度通学路合同点検について

- 4 令和7年度就学時健康診断について
- 5 感染症等による稲城市立学校の学級閉鎖等の状況について
- 6 令和7年度児童・生徒数・学級数（10月1日現在）について

- 指導課長
- 1 担当者事業について
 - 2 推進事業について
 - 3 研修事業について
 - 4 その他について
 - 5 教育センター関係について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
 - 2 社会教育活動の振興について
 - 3 芸術文化活動の振興について
 - 4 二十歳の式典関係について
 - 5 文化財の保護と普及について
 - 6 生涯学習推進事業について
 - 7 放課後子ども教室参加状況（9月分）について
 - 8 公民館主催事業の実施状況について
 - 9 i プラザの主な主催事業の実施状況について
 - 10 生涯学習課利用統計について（公民館10月分、i プラザ9月分）

- 学校給食課長
- 1 令和7年度第1回稲城市学校保健連絡会について（再掲）
 - 2 令和7年度第3回東京都市学事・保健・給食担当課長会定例会について（再掲）
 - 3 令和7年度第4回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について
 - 4 令和7年度第2回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食運営管理研究部会について
 - 5 学校給食野菜に関する圃場見学会について
 - 6 試食会について
 - 7 学校との協働について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館主催行事について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 学校との連携について
 - 6 図書館の利用状況（令和7年10月）について

教 育 長 教育行政報告が終わりました。

それでは、日程第4 第32号議案「稲城市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程」を議題といたします。

本案につきましては、稲城市事務決裁規程等で規定する財務及び契約に関する専決事項が改正されることから、稲城市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する必要があるので、提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長。

教育総務課長

私からは第32号議案「稲城市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程」について、提案理由及び概要等についてご説明いたします。

資料は一度お戻りいただきまして、第32号議案をお開きいただき、3ページの議案概要説明書をご覧くださいと思います。

はじめに、提案理由と概要でございます。

昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、地方自治法施行令の一部を改正する政令が令和7年4月1日に施行され、地方自治法施行令の別表第5に規定する、少額随意契約の基準額が引き上げられました。

このことから、稲城市契約事務規則において、地方自治法施行令に準じて設定している少額随意契約の基準額の改正と合わせて、稲城市事務決裁規程等に規定する財務及び契約に関する専決事項についても改正されることから、稲城市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規定の一部を改正する必要があるので、提出するものでございます。

主な改正内容でございます。

稲城市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規定第2条、補助執行事務及び補助執行職員の別表の部分でございまして、別表4、教育施設における修繕の関係の記載の部分でございしますが、こちらは今まで1件80万円以上であったところ、100万円以上に改正するものでございます。

次に施行期日でございます。この規定は、令和7年12月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

教育長

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑及びご意見をお願いいたします。

(なしの声あり)

教育長

特に質疑、ご意見がないようですので、以上で質疑・ご意見を終結いた

します。

これより、第32号議案「稲城市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。

よって、第32号議案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5、報告事項です。本日の報告事項は2件です。本日は議事進行の都合上、報告事項2を先に行い、その後、報告事項1を行うこととします。

それでは、報告事項2「令和6年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果概要について」を指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長。

指導課長 それでは、「令和6年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果概要について」ご説明をいたします。

資料をお開きください。

本調査の趣旨につきましては、児童生徒の問題行動等について全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組をより一層の充実に資するとともに、本調査を通じて、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくことを趣旨といたしまして、文部科学省が毎年実施をしている調査でございます。

このたび、令和6年度の調査結果の概要が、文部科学省から公表されましたので、本市の状況と併せてご報告をさせていただきます。

それでは1ページ、まずⅠ 暴力行為の状況でございます。

「暴力行為」とは、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、そして「器物損壊」の4形態に分けておりまして、Ⅱの暴力行為の発生件数等ですけれども、こちら(1)にこちらの4形態の合計をお示ししているものがございます。

令和6年度につきましては、本市においては、小学校が発生件数8件、中学校が1件ございました。

こちら全国の発生件数を見ますと、極めて少ない件数というふうになっておりますけれども、決して0ではないため、この辺りに関しましては、引き続き学校への状況の確認、必要に応じた指導等が必要だと考えております。

それでは、この暴力行為の内訳ですけれども、(2)の対教師暴力の状況

については、小学校で発生件数が4件ございました。中学校では、0件でございました。

(3)生徒間暴力の状況ですけれども、こちら小学校で4件、中学校では0件でございました。

2ページをご覧ください。

(4)対人暴力ですけれども、こちら小学校では0件、中学校では1件ございました。

(5)器物損壊の状況、こちらは小学校で0件、中学校も0件、ともに0件でございました。

先ほど申し上げましたように、暴力行為の件数自体は国の平均と比べて極めて低い数字に見えますけれども、発生が0でない点といたしまして、早期対応の必要性を示していると考えております。

また、特に対教師暴力の発生は、教職員の安全確保等、支援体制が重要であるというふうに考えております。

続きまして、3ページをご覧ください。続いてⅡのいじめの状況でございます。

いじめといたしまして、本市のいじめの認知件数、それと全国の1校当たりの認知件数を掲載しているものでございます。

2のいじめの認知件数でございますけれども、令和6年度においては、小学校が1,485件、中学校は114件ございました。

また、3の市内小中学校別いじめの認知件数として、いじめの認知件数が多い順に掲載をしたものでございます。中学校も同様に、いじめの認知件数が多い順番に掲載をしております。

ご覧のとおり、学校別にいじめの認知件数のばらつきが大きいことが分かります。こちらに関しましては、いじめの認知の偏り、または実態の偏在を示唆するものとして、認知の高い学校は、いじめの認知の見取りが進んでいる可能性がありますけれども、認知の低い、認知件数が低い学校は、いじめ自体を見逃している危険が潜んでいる、そういった可能性がこの件数から分かるという状況でございます。

また、4のいじめの現在の状況でございますが、こちら令和6年度3月時点で解消しているものとして、小学校では1,181件、中学校では91件ございます。なお、右側にお示ししている、解消に向けて取組中というものですけれども、いじめを認知してから3か月以上経過しているものとして、小学校は40件、中学校は11件。いじめを認知してから3か月以上経過していないものとして、小学校は264件、中学校は12件ございました。

こちら、いじめ防止対策推進法において、いじめの解消に関しては、3か月以上経過しているものというのが1つの区切りとはなりますけれども、これは3か月以上経過しているから既にもういじめの解消は行われたという話ではなく、この児童生徒が、そのいじめに関して、どのように

解消後も受け止めているか、また保護者の受け止め方等も、学校では丁寧に見取っていく必要があると考えております。

5のいじめの態様につきましては、記載のとおりでございます。こちら全国的にも、同様の傾向が告示をされております。

続いて4ページ、Ⅲの長期欠席の状況、こちらをご覧ください。

こちらに告示しているのは、理由別長期欠席者数でございます。小学校、中学校それぞれ分けて長期欠席者の内訳として、病気、経済的理由、不登校、その他として告示をしているものでございます。

特に不登校児童数生徒数に関して着目をいたしますと、令和6年度においては、小学校では120人、中学校では144人の不登校児童生徒がございました。うち小学校の120人のうちの50日以上欠席している者が91人、なお、90日以上欠席している者が64人という結果がございました。中学校においては144人中、50日以上欠席している生徒が133人、90日以上欠席している生徒が101人との調査結果になりました。こちらにも不登校に関しましては、学校別の数値を告示はしておりませんが、学年学校で偏りが見られるというふうに考えております。

また、50日以上欠席、90日以上欠席の数値で告示しているとおり、不登校の長期化傾向が見られます。こちら特に中学校において50日、90日超の割合が多く、継続率も高いため、特に学年進行、中1、中2、または小学校でいいますと、小学校5、6年生での増加は、進級、進路や生活リズムの変化が影響している可能性があるというふうに考えております。

続いて2番、不登校児童生徒について把握した事実でございます。こちら不登校児童生徒について把握した事実として、本市の結果を告示したものでございます。全国の傾向といたしましては、特に多い把握した事実といたしましては、こちら下段の中央にある、学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。こちらが全国的には約30%の割合で告示しておりますけれども、本市においては不安・抑うつ相談があった、この事実に関してが一番多い状況というふうになりました。

こちら不登校児童生徒について把握した事実につきましても、1件1件、それぞれの児童生徒によって様子が変わるところでありますから、学校のほうで一人一人の児童の様子を丁寧に見取った上で、不登校の支援について引き続き学校のほうで取り組むとともに、教育委員会指導課といたしましても、学校に対する支援をつなげていきたいと考えております。

「令和6年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果概要について」の報告については以上でございます。

教 育 長

以上で、詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

北川委員。

北川委員 対教師暴力ですけれども、小学校で何件かありますけれども、具体的にはどのような状態なんでしょうか。

それから、具体的に教職員の安全確保等の支援体制というのはどのようなことを想定されているのか、お願いします。

教育長 指導課長。

指導課長 小学校の対教師暴力につきましては、主に特別支援学級の児童が、担任等の教員に対して暴力を振るったという事実があるというふうに確認をしております。

また、具体的に教師の安全確保についてですけれども、こういった暴力行為が見られる際に、教員1人に対応するのではなくて、複数の教員で対応する等、もちろん子どもの安全確保もそうですけれども、できるだけ1人に対応しないということがまず一つは、教師の安全確保としてあげられるということで考えております。

教育長 ほかにいかがでしょうか。

田中委員。

田中委員 いじめの認知件数のばらつきのお話があったと思うんですけれども、小学校のばらつきと小学校に在籍している児童数との比率で、この順序になるのか、全くそれはそういう傾向ではない可能性があるのか、その辺はいかがなのでしょう。

教育長 指導課長。

指導課長 こちらの認知件数に関しましては、単純にその認知件数の多い順番で学校のほうを並べたものでございます。今、田中委員のご指摘のとおり、在籍数に対する割合といった考え方が重要かと思いますので、今後は、認知件数のみにとらわれず、児童数と認知件数の割合を考えた上での、認知のばらつきといったものをお示しできるようにしたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育長 集計する中で、在籍と認知件数の割合って、見たところ、ばらつきはどうでしたか。

指導課長。

指導課長 比較的やはり、在籍児童数が多い学校に関しては、認知件数が多いというふうに捉えておりますけれども、正確なその割合というか、何%ということまでに関しては、算出はしてないのが事実でございます。

教育長 分かりました。ほかにいかがでしょうか。
北川委員。

北川委員 先ほどの、今の質問と関係ありますけれども、認知の偏りなのか、実態の偏在なのか、その辺のところの評価はいかがなのでしょう。違いによって対応が違ってくると思うんですけど。

教育長 指導課長。

指導課長 今回の、認知の偏りか実態の偏在ということですが、指導課といたしましては、やはり各校において、こういったいじめの発生に関しては、もう一度起きるといふふうに考えており、そういった視点で考えますと、やはり認知の偏りといった点が大きいかというふうに考えてはおります。

ただし、学校によって当然、いじめの発生する可能性というのは、それぞれの学校ごとに違うわけですから、その辺りは必ずしも認知の偏りというふうには断定はできませんけれども、指導課としては、その可能性が大きいのではないかというふうに考えています。

北川委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにいかがでしょうか。
それでは、ほかに質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、報告事項1「令和8年度教育費予算要望案について」です。

報告事項1は、予算案件であることから、非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって報告事項1は非公開審議といたします。
また、報告事項1につきましては、予算案件であることから、会議録を時限秘とし、非公開の期間を市議会にて予算案が上程される日までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告事項1の会議録につきましては、市議会にて、予算案が上程される日までの時限秘といたします。
これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

（ 暫時休憩 ）
※傍聴者は退室する。

（これより報告事項1は非公開審議）

（非公開審議）

（これにて報告事項1の非公開審議は終了）

（ 暫時休憩 ）
※傍聴者が入室する。

教育長 再開いたします。
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。

（午前11時7分閉会）